

北秋田市文化会館使用許可申請書（申請者控）

北秋田市役所 様

※太枠内のみ記入してください。

		申請年月日		令和	年	月	日	
団体名		住所		〒				
使用責任者								
連絡者名		連絡先		日中：		夜間：		
使用目的								
使用年月日	令和 年 月 日（曜日）							
区分	使用施設	ホー ル				第1楽屋(洋)	第2楽屋(和)	シャワー室
	時間	使用時間	開 場	開 演	終 演			
		： から	① ：	① ：	① ：	： から	： から	： から
： まで	② ：	② ：	② ：	： まで	： まで	： まで		
入場予定者数		人			人	人	人	
区分	使用施設	リハーサル室	会 議 室	資料研究室 (小会議室)	喫 茶 室	営利・非営利の別	営 利・非営利	
	時間	： から	： から	： から	： から	入場料	徴 収	
		： まで	： まで	： まで	： まで	金額(最高額)	有 ・ 無	
入場予定者数	人	人	人	人	販売品	名 称	有 ・ 無	
					金額(最高額)		円	

上記のとおり使用することについて、北秋田市文化会館管理運営規則及び
下記注意事項を遵守しますので、許可くださるよう申請します。

**【お知らせ】 駐車場には限り（最大200台）がありますので、
誘導員を適切に配置しご利用ください。**

(注意事項)

- 使用許可申請は、ホール使用の場合は、使用日の1年前から7日前まで、その他の使用は使用日の1年前から3日前とします。
- この「申請者控」は、使用許可申請を受理した証となるもので、「使用許可書」ではありません。使用許可申請を受理しても、審査のうえ使用を許可しない場合がありますので、あらかじめ承知ください。
- 使用を許可したときは、申請者に「使用許可書」を交付します。その際には、基本使用料を納入していただきます。納入されない場合、許可を取り消すことがあります。
- 使用許可の取消しを受けようとするときは、使用日の7日前までに承認を受けなければなりません。
- 災害その他の事由により使用が取り消しとなる場合がありますので、ご了承をお願いします。

使用時間区分	午 前	9：00	～	12：30	※使用時間には「準備(仕込)」から「後片づけ」までの時間を含みます。
	午 後	13：30	～	17：00	
	夜 間	18：00	～	21：30	
		受理年月日	R . .	※問い合わせ先	
		受理番号	第 号	北秋田市文化会館 TEL 0186(62)3311 FAX 0186(62)2337	

	課長	係長	係員	担当者
決済				

北秋田市文化会館使用許可申請書

北秋田市役所 様

					申請年月日	令和	年	月	日
団体名					住所	〒			
使用責任者									
連絡者名					連絡先	日中：		夜間：	
使用目的									
使用年月日		令和 年 月 日 (曜日)							
区分	使用施設	ホ ー ル				第1楽屋(洋)	第2楽屋(和)	シャワー室	
	時間	使用時間	開 場	開 演	終 演	：	から	：	から
		①	②	③	④				
入場予定者数		人				人	人	人	
区分	使用施設	リハーサル室	会 議 室	資料研究室 (小会議室)	喫 茶 室	営利・非営利の別		営 利・非営利	
	時間	：	から	：	から	入場料	徴 収	有 ・ 無	
		：	まで	：	まで		金額(最高額)	円	
入場予定者数	人	人	人	人	販売品	名 称	有 ・ 無		
						金額(最高額)	円		
区 分	基本使用料(円)	割増料(円)	附属設備使用料(円)	区 分	基本使用料(円)	割増料(円)	附属設備使用料(円)		
ホ ー ル	午前			リハーサル室	午前				
	午後				午後				
	夜間				夜間				
	全日				全日				
第 一 楽 屋 (洋)	午前			会 議 室	午前				
	午後				午後				
	夜間				夜間				
	全日				全日				
第 二 楽 屋 (和)	午前			資 料 研 究 室	午前				
	午後				午後				
	夜間				夜間				
	全日				全日				
シャワー室	午前			喫 茶 室	午前				
	午後				午後				
	夜間				夜間				
	全日				全日				
小 計				小 計					

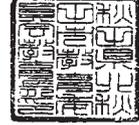
使用料等の合計額	円	受理年月日 ^R	. .	許可年月日 ^R	. .
		受理番号	第 号	許可番号	第 号
		料金領収月日 ^R	. .	不 許 可 ^R	. .

北秋田市文化会館使用許可書

令和 年 月 日

様

北秋田市役所



次のとおり、北秋田市文化会館の使用を許可します。

使用目的											
使用年月日		令和 年 月 日 (曜日)									
区分	使用施設	ホ ー ル				第1楽屋(洋)	第2楽屋(和)	シャワー室			
		使用時間	開 場	開 演	終 演						
	時 間	: から : まで	① : ② : ③ :	① : ② : ③ :	① : ② : ③ :	: から : まで	: から : まで	: から : まで			
入場予定者数		人		人		人		人			
区分	使用施設	リハーサル室	会 議 室	資料研究室 (小会議室)	喫 茶 室	営利・非営利の別		営 利・非営利			
		: から : まで	: から : まで	: から : まで	: から : まで	入場料 徴 収 金額(最高額)	有 ・ 無				
	人	人	人	人	販売品 名 称 金額(最高額)		有 ・ 無				
入場予定者数		人	人	人		人			円		
区 分	基本使用料(円)	割増料(円)	附属設備使用料(円)	区 分	基本使用料(円)	割増料(円)	附属設備使用料(円)				
ホ ー ル	午前			リハーサル室	午前						
	午後				午後						
	夜間				夜間						
	全日				全日						
第 一 楽 屋 (洋)	午前			会 議 室	午前						
	午後				午後						
	夜間				夜間						
	全日				全日						
第 二 楽 屋 (和)	午前			資 料 研 究 室	午前						
	午後				午後						
	夜間				夜間						
	全日				全日						
シャワー室	午前			喫 茶 室	午前						
	午後				午後						
	夜間				夜間						
	全日				全日						
小 計				小 計							

使用料等の合計額	円	受理年月日	R . .	許可年月日	R . .
		受理番号	第 号	許可番号	第 号
		料金受領月日	R . .		